

村山市市営住宅 入居者募集のご案内

(令和7年 1月30日付 村山市公告第2-1号)

(1) 入居者募集をする住宅

住宅・団地名	楯岡中町住宅(1号)
所在地	村山市楯岡中町5番17号
建設年/構造/全階数	昭和63年 / RC造 / 3階
間取り	3DK(和室8帖 / 和室6帖 / 和室6帖)
住宅使用料(家賃)	月額19,400円~38,000円 ※収入により算定します。
駐車場使用料	月額1,300円 ※1戸につき1区画のみ使用可能です。
今回募集戸数	2戸(1, 3階) ※3階の一戸告知事項あり

住宅・団地名	楯岡新馬場団地(1号)
所在地	村山市楯岡馬場13番24号
建設年/構造/全階数	平成10年 / RC造 / 3階
間取り	2DK(和室8帖 / 和室6帖)
住宅使用料(家賃)	月額18,500円~36,300円 ※収入により算定します。
駐車場使用料	月額1,100円 ※1戸につき1区画のみ使用可能です。
今回募集戸数	2戸(2, 3階)

住宅・団地名	楯岡新馬場団地(2号)
所在地	村山市楯岡馬場13番21号
建設年/構造/全階数	平成12年 / RC造 / 3階
間取り	2DK(和室8帖 / 和室6帖)
住宅使用料(家賃)	月額18,500円~36,400円 ※収入により算定します。
駐車場使用料	月額1,100円 ※1戸につき1区画のみ使用可能です。
今回募集戸数	1戸(1階)

住宅・団地名	楯岡新馬場団地（３号）
所在地	村山市楯岡馬場１３番２６号
建設年/構造/全階数	平成１４年 / ＲＣ造 / ３階
間取り	３Ｋ（洋室８帖 / 洋室６帖/ 和室６帖）
住宅使用料(家賃)	月額２１，０００円～４１，３００円 ※収入により算定します。
駐車場使用料	月額１，１００円 ※１戸につき１区画のみ使用可能です。
今回募集戸数	１戸（２階）

（２）入居(申込)資格

- ・同居親族がある者、または６０歳以上の単身者であること。
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ・収入基準月額(年間所得から扶養親族１人につき３８０，０００円を差し引き１２で除した額)が１５８，０００円以下であること。高齢者、身障者世帯は２１４，０００円以下であること。
※給与所得者が２人以上の場合は、それぞれの所得を合計して計算します。
- ・市区町村税を滞納していないこと。
- ・暴力団員でないこと。
- ・入居する市営住宅に住所登録ができること。
- ・各地域の自治会や町内会等に所属し、活動や行事に参加できること。

（３）申込に必要な書類

【 令和６年 １月１日以前から村山市に住民登録をしている方 】

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 住民記録及び地方税関係情報を閲覧することについての同意書

【 令和６年 １月２日以降に村山市に住民登録をした(市外から転入した)方 】

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 住民記録及び地方税関係情報を閲覧することについての同意書
- ③ 入居予定者全員(幼児や就学中の方を除く)の納税証明書と所得証明書
※前市区町村で発行するもので令和６年度（内容は令和５年分）のもの

【 村山市外の方 】

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 入居予定者全員の住民票謄本(続柄記載のもの)
- ③ 入居予定者全員(幼児や就学中の方を除く)の納税証明書と所得証明書
※前市区町村で発行するもので令和６年度（内容は令和５年分）のもの

（４）受付期間・場所

期 間 ： 令和７年２月３日(月)～ 令和７年２月１４日(金) ※土日祝日を除く
午前９時～午後０時、午後１時～午後５時
場 所 ： 村山市建設課 管理係

(5) その他

- ・ 部屋の内見(内覧)は、予約制で個別に受付します。建設課へご連絡ください。
- ・ 選考については、住宅に困窮している実情等を調査し決定します。
- ・ 申込者が多数となった場合は、抽選会をおこないます。
- ・ 期間内に申込がない住宅については、受付期間終了後も先着順に随時受付します。

(6) 参考：入居決定について

- ・ 入居決定された方は、保証人2名が連署した入居請書と、添付書類として保証人2名の印鑑証明書、所得証明書、納税証明書を提出してください。保証人は、市区町村税を滞納していない県内在住者で、収入が入居者と同程度以上かつ保証人両者間が同一世帯でない者、緊急の連絡に対応できる者としてします。
- ・ 入居決定された方は、敷金として、住宅使用料(家賃)の3か月分を納入してください。納入後に入居が可能となります。
- ・ 市営住宅への住民登録完了後、住民票謄本(続柄記載のもの)を提出してください。
- ・ 汚水等の処理費、外灯費、動力費等は、入居者の負担となります。
- ・ 市営住宅では動物類の飼育はできません。
- ・ 住宅使用料(家賃)は、入居者の収入に応じて算定されます。毎年7月頃に収入状況等の申告をしていただきます。
- ・ 入居後に暴力団員であることが判明した場合は、入居許可の取り消し、明渡し請求及び損害賠償金の請求をすることがあります。
- ・ 入居決定から実際に入居するまで、手続き・審査により1、2か月程度期間を要します。あらかじめご了承ください。

(7) お問い合わせ等

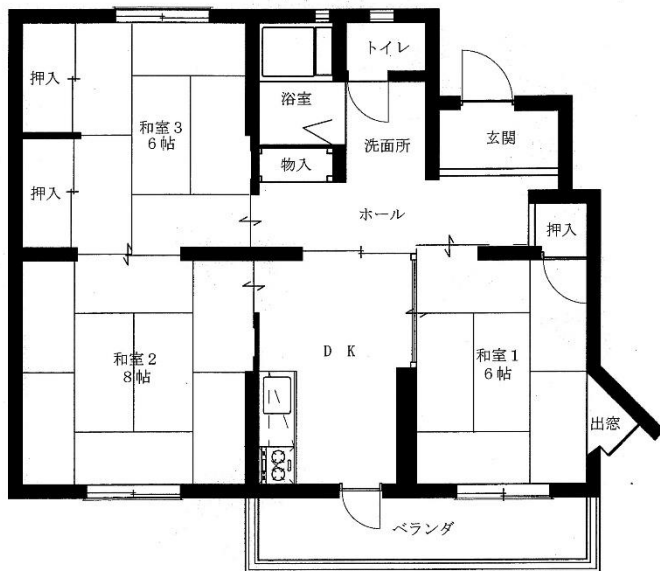
村山市建設課 管理係

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

TEL：0237-55-2111（内線231，232）

FAX：0237-55-6472

E-mail：kensetsu@city.murayama.lg.jp



楯岡中町住宅（1号）

- ・基本（部屋の和洋や広さ、設備）は同じですが配置は各戸により異なります。
- ・出窓がない場合があります。

楯岡新馬場団地（1号、2号）2DK



楯岡新馬場団地（3号）3K

